

耐震改修促進事業の 補助金代理受領制度が 利用できるようになりました

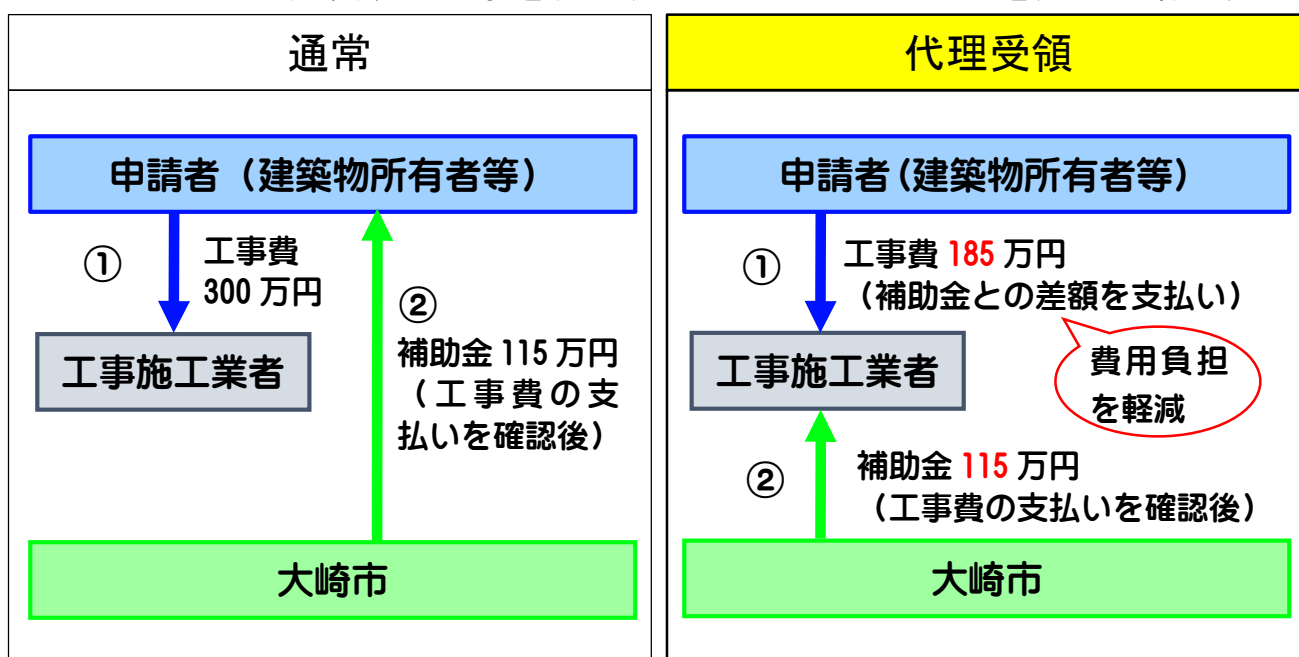
1. 補助金代理受領制度とは

補助金代理受領制度とは、申請者からの委任により、工事施工業者（耐震改修工事やブロック塀除却工事を行う業者）が申請者の代わりに補助金を受領する制度です。

この制度を利用することで、申請者は工事等代金と補助金の差額のみを用意すればよいので、工事等に係る立替費用の負担が軽減されます。

○補助金代理受領のイメージ

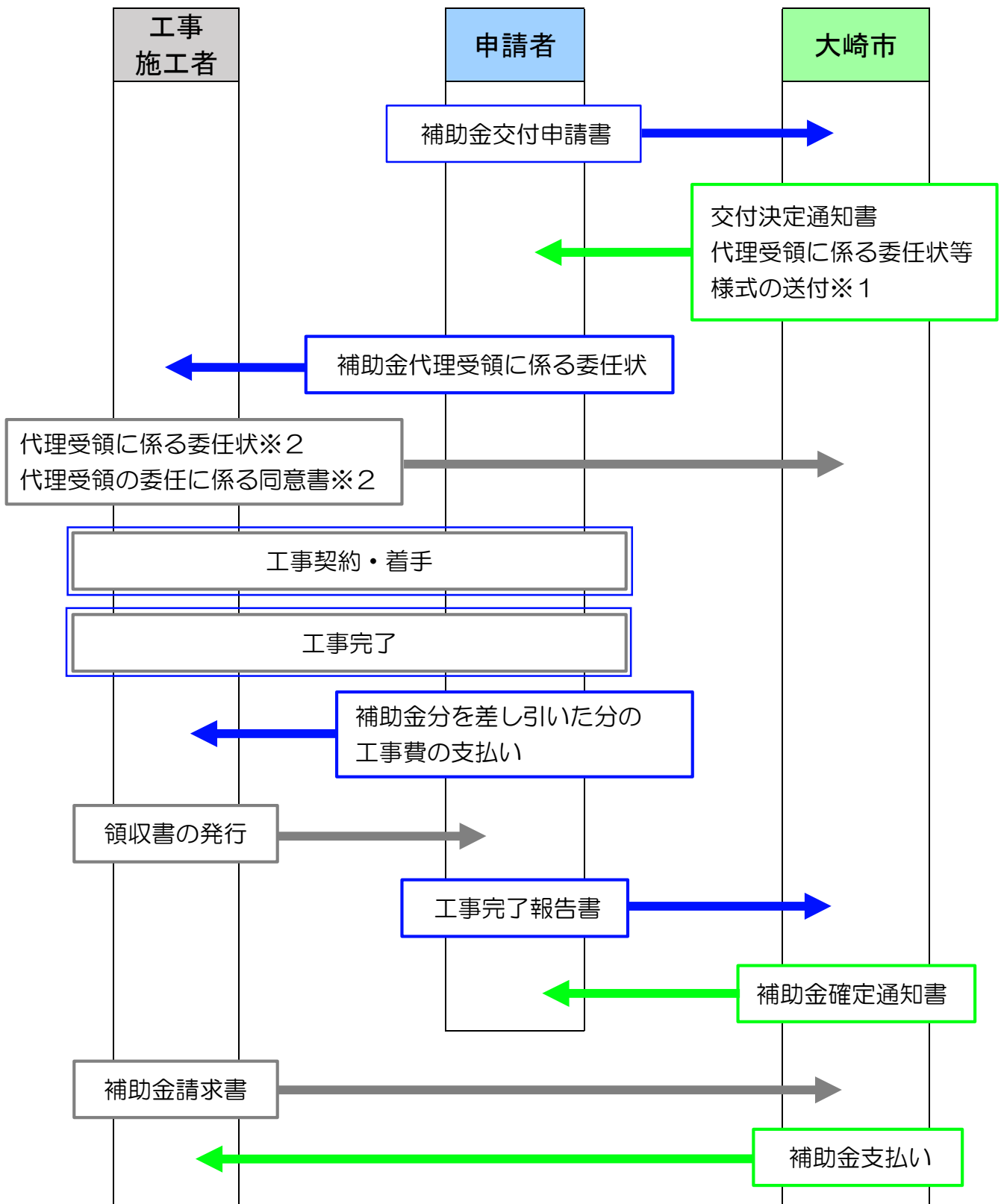
（300万円の耐震改修工事を行い、115万円の補助金を受ける場合。）



2. 注意事項

- 申請者（委任者）と工事施工業者（受任者）が代理受領制度を理解し、合意したうえで利用してください。
- 補助金代理受領できるのは、申請者との契約による耐震改修等を実施した業者に限ります。
- 工事施工業者にとっては補助金相当分の工事費が支払われる時期が遅くなります（補助金請求書提出から3～4週間後のお支払いとなります）。

3. 代理受領制度の流れ



※1：代理受領を希望される方に、必要書類を送付します。

※2：代理受領を希望される場合、工事完了報告書を提出するまでに、必要書類の提出をお願いします。

お問い合わせ先

大崎市建設部建築指導課指導担当（市役所東庁舎2階）

TEL：0229-23-8057 FAX：0229-24-1819